

平成 27 年度 第 6 回 理 事 会 の 開 催

平成 27 年度 第 6 回理事会が、平成 28 年 3 月 24 日、日本獣医師会会議室において開催された。第 6 回理事会では、議決事項として、「第 1 号議案 変更認定の申請に関する件」、「第 2 号議案 平成 28 年度事業計画及び収支予算書等に関する件」、「第 3 号議案 賛助会員入会に関する件」について諮られ、承認された。続いて、説明・報告事項として、「1 特別委員会の開催に関する件」、「2 部会委員会の開催に関する件」、「3 平成 27 年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件」、「4 第 2 回 世界獣医師会—世界医師会 “One Health” に関する国際会議の開催に関する件」、「5 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」について説明、報告がなされた後、さらに連絡事項として、「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師政治連盟の活動報告に関する件」が説明された（議事概要は下記のとおり）。

平成 27 年度 第 6 回理事会の議事概要

I 日 時：平成 28 年 3 月 24 日（木） 14:00～17:30

II 場 所：日本獣医師会会議室

III 出席者：

【会 長】 藏内勇夫

【副 会 長】 砂原和文、村中志朗、酒井健夫（学術・教育・研究兼獣医学術学会担当職域理事）

【専務理事】 境 政人

【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）

山内正孝（東北地区）

高橋三男（関東地区）

小松泰史（東京地区）

宮澤 宏（中部地区）

玉井公宏（近畿地区）

安食政幸（中国地区）

寺町光博（四国地区）

坂本 紘（九州地区）

【職域理事】 麻生 哲（開業・産業動物臨床）

細井戸大成（開業・小動物臨床）

横尾 彰（家畜共済）

加地祥文（公衆衛生）

木村芳之（動物福祉・愛護）

栗本まさ子（特任）

【監 事】 柴山隆史、波岸裕光、山根 晃

【オブザーバー】 北村直人（日本獣医師政治連盟委員長）

（欠 席） 鎌田健義（家畜防疫・衛生）

IV 議 事：

【議決事項】

第 1 号議案 変更認定の申請に関する件

第 2 号議案 平成 28 年度事業計画及び収支予算書等に関する件

第 3 号議案 賛助会員入会に関する件

【説明・報告事項】

1 特別委員会の開催に関する件

2 部会委員会の開催に関する件

3 平成 27 年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

4 第 2 回 世界獣医師会—世界医師会 “One Health” に関する国際会議の開催に関する件

5 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

6 その他

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師政治連盟の活動報告に関する件

3 その他

V 会議概要：

【会長挨拶】

1 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

(1) 本年度最後の理事会であるが、年度末でご多忙のところのご出席並びに、平素よりのご指導ご支援に心より感謝申し上げます。

(2) 去る 2 月 26～28 日に秋田県で開催した、獣医学術学会年次大会では、地元の砂原副会長をはじめ、秋田県獣医師会の関係者、東北地区獣医師会連合会の方々に大変ご尽力をいただき、登録者約 1,400 名、一般を含めた参加者 2,300 名、歓迎交流会出席者 800 名という大変盛会のうちに終了することができ、心より感謝申し上げます。当初は積雪による交通の影響も心配されたが、期間中は参加者を歓迎するような穏やかな雪景色であった。なお、後ほど秋田県獣医師会の志村常務理事から、報告を兼ねてご挨拶をいただく予定である。

(3) 医師会と獣医師会の連携については、地方獣医師会の努力により 36 の地域において協定書が締結された。また、3 月 20 日には、日本医師会館において、厚生労働省の主催により「人と動物の一つの衛生を目指すシンポジウム —人獣共通感染症と薬剤耐性—」が開

催された。私は、塩崎厚生労働大臣、小風農林水産省消費・安全局長、横倉日本医師会会長とともに挨拶をし、その後、酒井副会長の「人と動物の共通感染症」の講演の他、関係省庁、研究機関、大学関係者から講演が行われた。その中で、われわれの「One Health」の取組みに高い評価をいただき、今後、さらにこの取組みを支援したい旨のお言葉をいただいた。さらに、本年の11月10～11日に北九州市小倉で開催する「第2回 世界獣医師会—世界医師会 “One Health” に関する国際会議」については、4月8日に、福岡県庁で、福岡県知事、北九州市長、横倉日本医師会会長と私が同席のもと、共同記者会見を行う予定である。

(4) 本日の理事会では、平成28年度の事業計画及び収支予算書等、重要な案件があり、十分な審議をお願いしたい。

2 秋田県獣医師会の志村 統常務理事から、2月26～28日に開催された獣医学術学会年次大会（秋田）では、登録者は1,381名、3日間の延べ参加者は3,771名という予想以上の登録、参加者を得、無事終了することができ、皆さま方のお力添えを心よりお礼申し上げる旨の挨拶がなされた。

3 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

第1号議案 変更認定の申請に関する件

境専務理事から、平成28年度から新規事業として実施予定の「アジア地域臨床獣医師等総合研修事業」については、現在の個別事業の内容等で対応できないため、実施可能な事業内容等に変更・整理等したうえで、行政庁に公益目的事業の種類または内容の変更認定の申請を行うこととしたい。さらに、本件承認の決議後、行政庁の指摘等により、申請書類等に修正・追加等の必要が生じた際、本議案の趣旨を損なわない範囲での修正等は会長に一任願いたい旨の説明、承認が求められた後、満場一致で承認された。

第2号議案 平成28年度事業計画及び収支予算書等に関する件

境専務理事から、平成28年度事業計画書（案）の実施方針について説明がなされ、特に、①現在の「公1事業」と「公2事業」の密接な連繋を考慮した、両事業の一本化、②被災動物救護活動は、発災時の対応のみでなく、平常時の準備、救護活動の適切な収束等の必要性から緊急災害時動物救護活動支援事業の追加、③「アジア地域臨床獣医師等総合研修事業」の実施に鑑み、獣医学術講習会・研修会事業における海外の獣医師を対象とし

た研修事業の追加、さらに事業別の対応として、①公益目的事業、②収益事業、③その他事業（相互扶助等の公益目的事業）について、各事業の詳細な内容について説明がなされた後、平成28年度収支予算書（正味財産増減方式）（案）及び収支予算内訳表（正味財産増減方式）（案）並びに資金調達及び設備投資の見込みについて（案）の説明がなされた。

これに対して、①新青山ビルにおける不動産管理会社との、本会所有不動産の賃貸料契約の更新の際、坪単価を値下げしたというが、2020年の東京オリンピック開催を目前にして地価の値上がが見込まれており、さらに開催後は大きく値下がりするとの見方もある。このような地価の変動は考慮されたのか。②今後、債券も値下がり等も考慮し、よりいっそうの経費削減等による予算編成に努められたい。③獣医学術地区学会の他、獣医学術学会年次大会等地方獣医師会に委託開催については、ある程度の負担を覚悟で支援することが、構成獣医師の利益となり、さらに入会促進に繋がることも理解されたい。④動物適正管理個体識別登録等普及推進事業については、その有効性のみならず、行政、手数料を負担する市民、あるいはその代弁者たるマスコミも、資金のあり方を注視しており、本収入に傾倒する発想は改めるべきである等の意見があった。

これらの意見に対し、境専務理事から、①については、本契約は5年ごとに見直しを行っており、ここ数回の更新では値上げをしてきたが、現在の相場、本賃貸事業が赤字という状況を把握した上で契約したこと、②については、特定資産運用益は、低金利の実態を反映した金額となったが、部会委員会等、大きな支出をできる限り圧縮し、大きな収入源である個体識別事業の収入を効率活用したいこと、③については、本会の魅力、入会の利益となる学会活動等を中心に積極的に取り組んでいく必要がある。一方、平成30年度には動物の愛護及び管理に関する法律の改正に際して、販売に供する犬猫等へのマイクロチップ装着義務化も検討されており、個体識別事業等の増収とともに、公益事業を有効に実施したいこと、④については、事業運営の基本は、必要な公益事業を実施するために収益を得ることであるが、基本財産である新青山ビルの不動産も将来的には減価償却等、健全な財政利用を検討する時期が来る。しかし、現状では公益法人の運営は、国の方針に従い、個体識別事業等の収益を上げる事業を展開しつつ公益事業を実施せざるを得ないことを理解いただきたい旨が説明された後、本議案は承認された。

第3号議案 賛助会員入会に関する件

境専務理事から、入会申込みのあった学生個人会員1名について入会の可否が諮られ、本議案は異議なく承認された。

【説明・報告事項】

1 特別委員会の開催に関する件

境専務理事から、①人と動物の共通感染症対策特別委員会のうち、狂犬病防疫体制整備委員会については、第1回委員会を12月1日に開催し、農林水産省担当官から狂犬病予防体制の現状と課題等について説明いただき、日本動物用医薬品協会バイオ医薬品等委員会の狂犬病ワクチンシード小委員会と狂犬病不活化ワクチンの製造について協議した旨が説明された。②マイクロチップ普及推進特別委員会については、第1回委員会を12月21日に開催し、登録機関の一元化、装着と登録の義務化、関係団体による協議会設置等について協議した旨が説明された後、本件は了承された。

2 部会委員会の開催に関する件

境専務理事から、各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部会長である職域理事から次のとおり説明がなされ、本件は了承された。

(1) 酒井副会長から次のとおり説明がなされた。

ア 獣医学術部会における獣医師生涯研修事業運営委員会については、1月7日に第9回委員会を開催し、「獣医師生涯研修事業のページQ&A」の冊子教材の作成、カリキュラムの確認、評価のあり方等について協議した。なお、昨年8月から稼働している生涯研修事業のインターネットによる申請、管理システムは円滑に進んでいる。また、獣医師国際交流推進委員会については、2月17日に第1回委員会を開催し、これまでの本会の国際交流の在り方と推進、第2回 One Healthに関する国際会議について協議し、「World Veterinary Association」の和文名称として、「世界獣医師会」へ統一した旨報告された。なお、アジアで設立されている獣医学教育に関するさまざまな学会の位置づけを整理し、円滑な活動に努めたい。

イ これに対して、生涯研修は、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会が実施する事業を参考にするとのことだが、生涯研修事業に参加する獣医師が社会的評価を得るための今後の取組みをお聞かせ願いたい旨質疑があり、酒井副会長から、3つの団体からは必要な情報を取り入れ、本会の生涯研修の質向上に努めたいこと。また、すでに試行開始から15年を経過しており、終了後の評価システムについて十分検討したい旨が説明された。

(2) 加地理事から次のとおり説明がなされた。

公衆衛生部会における公衆衛生委員会については、12月1日に第18回委員会を家畜衛生部会の家畜衛生

委員会と合同開催し、家畜衛生及び公衆衛生公務員獣医師の協働について協議し、共通感染症の取組みについては、エボラ、MERS、SARS等の越境性感染症は、マスコミの関心が高いが、医師が診療業務で遭遇するノロウイルス、B型肝炎等についても検討すべきとされた。また、福岡県人事委員会の「平成27年職員給与等に関する報告及び勧告の概要」に記載された「給与表を含めた、調査・研究の必要性」を受け、具体的な獣医師給与のあり方について意見交換がなされ、公衆衛生分野の医師と同様、獣医師も確保が困難となっており、医師と同額の給与表を要求すべきとの意見が出された。

(3) 木村理事から次のとおり説明がなされた。

動物福祉・愛護部会における学校動物飼育支援対策検討委員会については、2月28日に第7回委員会（公開型拡大会議（意見交換会））を開催した。本委員会では、学校動物飼育支援対策事業に関するアンケート、全国での取組みと対策、チモシー種の配布等に関する報告の後、がっこう動物新聞、アンケート調査結果、モルモットの飼育を中心に意見交換を行った。温度差はあるが、85%の地方獣医師会で動物飼育に関する授業を行っており、動物の命を通して、獣医師という職業の理解を得る大事な機会と考える。特に昨今、人口の減少に伴い、このような授業も減っているが、引き続き動物愛護の心が子どもに育まれることを期待して活動を続けたい。

3 平成27年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

境専務理事から、平成27年度地区獣医師大会における決議要望事項と、その対処の考え方が説明された（別記参照）。

これに対して、動物看護師の地位の向上については、近畿地区からの要望のとおり、十分に進展していない事例も見受けられ、一所懸命努力して、業務に取り組んでいる若い看護師の希望の灯が消えぬよう方向性を示していただければ、地元で会員獣医師への説明が容易となるため、来年はぜひとも現場が納得できるような成果を報告いただきたい旨の意見があった。

本意見について、境専務理事から、以前、ロードマップで方向性を提示したが、公的資格化については、所管省庁である農林水産省が平成31年に公表する獣医療提供体制整備基本方針に、認定動物看護師が一定の獣医療行為ができる旨の記載等を同省に要請する一方で、本会、動物看護職協会、動物看護師統一認定機構、教育関係組織等が役割分担をして取り組むことが重要である。さらに、公的資格となった際、動物看護師の質の向上と

ともに、身分保証、所得向上等の処遇改善を図る必要があるが、事前に雇用側の獣医師の理解を十分得ながら対応する必要がある旨が説明され、本件は了承された。

4 第2回 世界獣医師会—世界医師会 “One Health” に関する国際会議の開催に関する件

境専務理事から、2016年11月10日(木)～11日(金)、リーガロイヤルホテル小倉において開催する本大会では関係省庁及び自治体等の後援の下、関係省庁、関係自治体等の関係者を来賓に迎え、500名の参加者を見込んでいる。なお、おもな内容として、世界的著名人による基調講演の他、「“One Health”の概念」、「人と動物の共通感染症(狂犬病、インフルエンザ、エボラ出血熱等)」、「薬剤耐性菌」、「“One Health”に関するその他の課題(アニマルセラピー等)」、「“One Health”の概念の将来への考察」等のセッション、さらに特別プログラムとして「“One Health”に関する市民公開シンポジウム(福岡県)」の開催を予定している旨説明され、本件は了承された。

5 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

各地区理事から職務の遂行状況が、境専務理事から、平成27年12月1日以降3月10日までの業務概況等についてそれぞれ説明がなされた。

6 その他

(1) 「近畿地区連合獣医師会からの提案について(お願い)への対応について」

境専務理事から、近畿地区連合獣医師会から、犬飼育頭数の減少に伴い、動物病院を含む、ペット産業の衰退を懸念されることから、日本獣医師会が中心となって、「動物と共に暮らす喜び基金」を新設し、企業・団体からの寄付を募り、寄付を原資とした「動物と暮らすメリット」を訴求する映画や映像を制作し、全国的なテレビ・新聞広告に掲出して飼育の推進を図るという提案をいただいた。しかし、本提案の中で、阻害要因として示された「集合住宅での飼育禁止」、「飼育のための経済的負担」、「世話の困難」に対する解決策になっておらず、これでは自己収入確保対策と誤解される懸念があるとした。本会の基本的な考え方としては、減少の要因は、飼い主の高齢化等の社会的、経済的要因であり、ペット産業全体での取組みが重要である。については、当面の対応として、国内における犬猫の取扱いの実態、海外の規制・指針等を踏まえ、健康な犬猫の適正飼養管理に関する指針の作成、その他普及啓発を行うこととしている「犬猫適正飼養推進協議会」(本年3月、ペットフード協会他10数団体により設立)に、本会も本協議会の主要団体として参画しており、本協議会での活動を進めたい

旨説明された。

これに対して、①「犬猫適正飼養推進協議会」については、日本では現実的でない、欧米の飼育施設・設備等を強く求めるような考え方の団体が参画すると、幼齢個体を親兄弟から離す時期を示した時のように混乱し、取組みが進まないことになる。②飼育頭数の減少を訴えるのは獣医師のみで、飼育者は現状を理解していない。飼い主と接点のある小動物の臨床獣医師が普段の業務の中で飼育することの重要性を訴えるべきである。③藏内会長から地区理事へ、地区理事から地区連合会会長へ、連合会会長から各獣医師会会長へ、獣医師会会長から構成獣医師へ、構成獣医師から飼い主へと情報が共有される一方、飼い主から構成獣医師へと、逆に情報が伝わることになる。情報を正確かつ機を逸せずに伝達するのは、地方獣医師会会長、そして地区理事の手腕にかかっている。地区大会での決議要望事項の他に、地方における数多くの課題に対して、今回のように本会の姿勢を明示されると、現場での説明等が容易となり、円滑な対応が可能となる等の意見があった。

これらの意見について境専務理事から、①については、「協議会」では、欧米の基準を調査する予定であるが、あくまでも国内の実態に合った、それぞれの業界が対応できる範囲で自主基準を策定するという方向である。また、藏内会長から、数年前からペットフード協会をはじめ、動物関係業界の代表者と意見交換してきたが、犬の飼育頭数の減少の取組みは、マスコミ等に誤解されぬよう、ペットとの共生の重要性の周知という観点から推進すべきと考えている旨が説明され、本件は了承された。

(2) 「平成27年度中間監査講評における付帯意見への対応」

境専務理事から、平成27年度中間監査講評において、監事から、業務執行理事である地区理事の業務に対する予算措置に努められたい旨の付帯意見があり、同日開催の第5回理事会でも同様の報告がなされた。これについて、地区理事は、出身地方獣医師会及び推薦地区獣医師会連合会等における本来業務を基盤として、本会と担当地区との連携及び調整に関する事務を掌理する立場にある。会長からの特命事項依頼等の考慮すべき事由もない中で、役員の報酬等に関する規程に基づき本会との連携及び調整の事務に対する報酬として、現在満額を支給している状況、さらに効率的な会計事務処理の観点からも、現行の運用方法を変更すべき特段の理由はなく、報酬の見直しは行わないこととしたい旨説明された。

これに対して、①小動物臨床獣医師の多くが一人で診療しており、平日の会議に出席するには相応の負担があり、地方獣医師会においても役員会等の日程調整には苦

慮している。監事の指摘は、構成獣医師が会議等への参加がしやすい環境づくりへの提言と思われる。②地区理事が、地元の業務等の延長にある用務に携わる際は、地方獣医師会等での関係費用の負担も考慮されるが、純然たる本会業務と判断される場合、その経費負担は本会ですべきである。これは地区理事への報酬でなく、業務遂行のための必要経費であり、本経費を予算計上することにより、地区理事の執行理事としての役割が構成獣医師にも理解され、将来的な本会組織の継続、強化に繋がることになる。③地区理事においては、理事会後、その内容について、不明な部分は誤りのないよう事務局へ確認する等して文章に取りまとめ、機を逸しないよう地区内の各獣医師会へ情報を提供している。地元獣医師会の業務に加え、日常診療の合間に慣れない事務作業に時間と労力を費やしていることを理解いただきたい。④本会役員と役員の任期が異なる地方獣医師会があるが、過去に地元の会長を退任された本会理事が地区の会長会議で理事会の内容を伝達する際、その出席に係る経費の支出先がないという問題が起きた。当時、本会での検討を依頼したが、本事例に限らず地区理事として正常に業務遂行できるような策を検討いただきたい。⑤現状では本会規程により役員報酬を満額を支出しており、新たな支出を考慮すると、個々の事情のために規程を改正することになる旨意見があった。

これらの意見について、境専務理事から、新たな支出を考慮する際、「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行規則」では公明性が求められており、「報酬等の支給基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする」という規定を踏まえ、社会的な透明性を確保するためにも、単なる運用で支出するのではなく、規程の改正が必要となる。さらに藏内会長から、貴重な意見を感謝申し上げますとともに私も長きにわたり地区理事を経験しており、ご意見は理解している。必要な業務を効率的に遂行すること、一方、財政面で資産を慎重に運用することもわれわれが十分考慮すべき事項であり、本件は、研究の時間をいただきたい旨説明され、本件は了承された。

(3) 動物用医薬品の製造及び販売に係る業務再開について

境専務理事から、化学及血清療法研究所については、承認方法と異なった製造方法で医薬品を製造し、当局から一定期間の業務停止命令が出されたが、その期間終了とともに、製造販売業、製造業、診断用医薬品の製造管

理及び品質管理の改善命令に対する改善計画が認められ、業務を再開した。なお、一部製品の出荷については製造上の都合により供給計画の見直しが必要となり、割当による出荷調整を実施することとされ、一部の欠品製品の供給再開予定期間が示された。これについて農林水産省では、他社製品で代替できるよう、また、同社のみの製品は継続供給できるよう対応されたと考える旨説明された。

さらに関連して、埼玉県獣医師会から依頼のあった、一部の小動物用医薬品の欠品への対応については、日本動物用医薬品協会、全国動物薬品器材協会等関係団体へ確認し、現在、外資系製薬会社4社は計画供給を行っているが、国内製薬会社1社は安定供給を開始した旨回答したところである。日本動物用医薬品協会からは、本件は現場取引の問題であり、個別での対応を依頼された。しかし、喫緊な課題であれば今後とも本会から速やかに対応を求めたい。なお、今後、有事の際を考慮すると国内製薬会社の育成が重要であり、先に通知したとおり臨床現場において十分な使用実績を有する人用医薬品については、その使用実績を調査し、公知の文献等を収集することで新たな臨床試験を要せず、承認申請が可能になったので、臨床獣医師の調査協力により動物用医薬品の承認が促進し、安定供給に繋がるものとする旨説明された。

これに対して、高橋理事から、本件については、日本獣医師会へ対応を依頼したところ、早速、小動物臨床部会の細井戸理事のもとで協議され、農林水産省、関係団体へ対応を依頼していただき、現在、供給が戻りつつあり、迅速な対応に感謝申し上げる旨お礼が述べられ、本件は了承された。

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境専務理事から、当面の関係会議等の開催日程について説明がなされた。

2 日本獣医師政治連盟の活動報告

北村政治連盟委員長から、前回理事会での情報共有資料にある、石破大臣の記者会見の内容は変わっておらず、今治市における特区での獣医学部新設に関する具体的な構想はないものと理解している。また、2月26日の政治連盟の総会において、全国区比例代表の推薦候補者を決定したが、地方獣医師会の地元の事情に鑑み、場合によっては複数名の候補者を推薦する方向も考慮したい旨が報告された。

平成 27 年度 地区大会決議要望事項等への対応

1 獣医界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

(1) 環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) の大筋合意を受け、国際間の人の移動や物流が活発化する中で、わが国農業は一層厳しい国際競争にさらされることが予想されている。これに対して政府は、「攻めの農業」を掲げ、「和牛」ブランドにより海外市場への肉牛の販路拡大を図る等、わが国の畜産を巡る生産・消費環境は大きく変化しつつある。

一方、近年、周辺諸国では高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする重篤な家畜伝染病が継続的に発生しており、清浄国であるわが国においても再び侵入する可能性が高まっている。また、台湾の野生動物における狂犬病の発生、MERS、エボラ出血熱等の流行が国際的な問題となるとともに、わが国においても Dengue 熱が発生する等、人と動物の共通感染症（以下「共通感染症」）はわが国にとって脅威となっている。

国民生活の安全と安心を守り、畜産の振興とその持続的発展を図る上で、我々獣医師には共通感染症への対応、家畜の保健衛生の向上、食の安全性の確保に対する不断の備えが一層強く求められている。

さらに、犬や猫等の家庭飼育動物が家族の一員としての役割を果たす中、人と同様にこれらの動物の高齢化に対する高度できめ細やかな獣医療が求められ、また野生動物対応や動物介在活動等にも国民の関心が寄せられている。

本会と地方獣医師会は一体となって、これら国民の要請に応えるため、幅広い分野で活躍する獣医師を確保し、獣医師が十分に活躍できる環境を整備する必要がある。

(2) これまでの本会の獣医師・獣医療並びに動物の福祉及び適正管理に関する政策提言は、①国際水準を目指す獣医学教育環境の整備・充実の推進、②犬及び猫へのマイクロチップ装着の義務付け、③チーム獣医療提供体制を整備・充実するための動物看護師の公的資格化、④狂犬病予防対策の整備・充実、⑤ワンヘルスの考え方に基づく共通感染症対策及び環境保全等の推進のための医師、獣医師等関係者の連携体制の構築への支援、⑥産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の処遇改善並びに獣医学生への就業誘導対策の充実、⑦女性獣医師の継続的就業及び復職支援の7課題を挙げ、関係方面に要請してきたところである。

(3) また、平成 27 年度からは、①人と動物の共通感染症、②マイクロチップ普及推進の2つの重点課題を掲

げ、会長の下に特別委員会を設置して検討を行い、対応を講じる予定である。

医師会との連携強化については、平成 28 年度中に全国のすべての地域における協定締結を地方獣医師会に働きかけ、公務員獣医師の処遇改善については、日本獣医師会と地方獣医師会が一体となってさらなる取り組みを推進している。

なお、「特区制度」を利用した獣医学部新設に対しては、これまでと同様に断固反対の姿勢を貫くこととし、活動を強化している。

(4) このような状況の中で、平成 27 年度に開催された地区獣医師大会等での決議要望事項等が提出された。提出された課題は、すでに実施している政策提言活動と重複しているものもあるが、いずれも今日の獣医師及び獣医療が担う社会的役割を果たすため積極的に取り組むべきものであり、個々の課題については以下のとおり対処することとしたい。

2 平成 27 年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方

(1) 口蹄疫等の家畜伝染病及び人と動物の共通感染症（共通感染症）に対する防疫体制の充実・強化、食の安全の確保、畜産振興等

ア 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実

- ・①家畜伝染病対策のための獣医師の養成・確保、②輸入検疫の強化、③安全安心な畜産物の供給体制及び共通感染症対策の強化、④家畜伝染病に関する情報網の整備、⑤共通感染症の発生状況の把握と予防対策の周知（四国地区）

- ・①生産性を阻害する届出伝染病（豚流行性下痢、牛白血病等）の防疫強化、②家畜伝染病に対する診断・検査・予防体制の強化、③侵入防止体制強化のための関係機関団体との連携、④家畜伝染病に対する検査・淘汰に関する手当の増額（九州地区）

- ・①家畜衛生関係獣医職員の社会的重要性に配慮した処遇改善のための家畜保健衛生費の拡充、②家畜伝染病や共通感染症対策に的確に対応できる人員確保のための予算支援、③バイオハザードに配慮した施設・機器整備への助成の拡大、④獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）

イ 食の安全の確保

- ・ジビエの生食等による人の健康被害の啓発（中部地区）

〔考え方・対応等〕

ア 口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実については、本会として、①家畜衛生関係公務員獣医師確保のための処遇及び職場環境の改善、②国及び都道府県の家畜衛生関係部署におけるバイオハザードに配慮した施設・機器整備のための予算措置、③共通感染症及び食品の安全性の確保に対応する家畜衛生公務員と公衆衛生公務員の情報共有による連携強化、④生産段階において食中毒菌による汚染を減少させる方策としての農場 HACCP 認証と農場管理獣医師の活用の推進等について要請活動を行ってきた。

あわせて、共通感染症への対応については、①家畜衛生行政、公衆衛生行政と地域の獣医師・獣医師会が連携した共通感染症への防疫対応のためのネットワークの構築、②野生動物及び飼育動物における人と動物の共通感染症に係るサーベイランス体制の整備に加え、③日本獣医師会と日本医師会、地方獣医師会と地方医師会の間での連携強化の進展を受けて医師と獣医師の広範かつ効果的な連携を図るための体制整備に対しても支援を要請した。

イ 医師会との連携については、「人と動物の共通感染症対策特別委員会」に設置された「医師会との連携推進委員会」において、具体的な施策について検討し、今後一層、本会と日本医師会の連携を強化していくこととしている。

地方獣医師会においても、地域の医師会との連携協定の締結に向けて及び協定に基づく活動の実施に向けての対応に尽力願いたい。

ウ また、本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会は、平成 22 年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し、農場から食卓までの食の安全に関わる高度な技術を有する獣医師及び管理獣医師の確保に努めているところである。今後は、本件に関連する部会委員会において各地区からの要請も踏まえて検討を行い、適宜、要請活動を行っていく予定である。

(2) 狂犬病対策の充実・強化

- ・①未登録犬の登録指導強化とマイクロチップを活用した登録制度への移行、②狂犬病の重要性の普及啓発、③輸入動物検疫の強化、④医療用ワクチンの安定的な供給の確保（北海道地区）
- ・狂犬病対策の強化のための「狂犬病手帳」の創設（東北地区）
- ・①狂犬病予防注射の重要性に関する国民への普及啓発、②予防対策における医師、獣医師、行政の連携、③狂犬病対応ガイドラインに基づく実地訓練の実

施、④医療用・動物用ワクチンの備蓄、⑤狂犬病予防注射による副作用への補償等対応の整備（中部地区）

- ・犬の登録制度に係るマイクロチップ装着の法制化（中国地区）
- ・①狂犬病予防対策の重要性の周知による登録予防注射の徹底、②不妊去勢手術の推進（四国地区）
- ・①狂犬病予防法に基づく国と自治体との連携強化と広報活動の実施、②犬の登録、予防注射を確実にを行うためのマイクロチップの装着の義務化と飼育頭数の把握、③関係業界に対する狂犬病予防対策の普及啓発活動の実施（九州地区）

〔考え方・対応等〕

ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、台湾における野生動物での狂犬病の発生を受け、本会として①国境検疫措置の強化、②犬の飼育実態及び狂犬病予防注射率の把握と、マイクロチップを活用した効率的な登録制度の導入、③狂犬病ワクチンの在庫数量の把握と、発生時の緊急ワクチン接種を想定したワクチンの確保、④野生動物における狂犬病サーベイランス体制の整備・充実、⑤獣医師への狂犬病診断技術研修の実施と、迅速で確実な確定診断が可能な体制の整備、⑥狂犬病予防注射率向上のための国民への普及啓発について要請活動を行ってきたところである。

イ 本件については本会の最重要課題の一つに位置付け、「狂犬病予防体制整備特別委員会」を設置して検討を実施し基本的な考え方を示したところである。

今後はこの基本的考え方に基づいて、「人と動物の共通感染症対策特別委員会」に設置された「狂犬病予防体制整備委員会」において、各地区からの要請も踏まえて具体的な対応に関する検討を行い、本会の施策に反映していく予定である。

ウ 地方獣医師会にあっては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるとともに、新しい公益法人制度に対応するためにも、狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として社会的理解の下で実施されるよう尽力いただきたい。

(3) 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

ア 産業動物診療獣医師の確保対策

- ・①家畜共済点数表の適正な見直し、②獣医師雇上げ時の手当支給の充実（診療費、交通費等の支給を含む）（中国地区）
- ・①家畜共済制度の充実、②獣医学系大学における産業動物臨床教育の充実及び積極的就业支援の実施（九州地区）

イ 公務員獣医師の確保対策

- ・①医師と同等の給料表の制定, ②食の安全の確保, 人と動物の共通感染症対策を図るための地方自治体等の関係施設・設備の充実及び職員の増員, ③保健所所長を「医師又は獣医師」とする地域保健法の改正(四国地区)
- ・①公務員獣医師の職責に見合った俸給表の適用及び諸手当の充実並びに管理職ポストへの積極的登用等の処遇改善の実施, ②獣医学系大学における家畜衛生・公衆衛生分野の教育の充実及び積極的就業支援の実施, ③県独自の処遇改善への取り組みのための国の支援(九州地区)

ウ 女性獣医師の支援対策

- ・①女性獣医師の活躍促進のための理解醸成, ②獣医師人材バンクの充実等による出産・育児休暇時の代替獣医師の確保, ③ワークシェアリング等の勤務形態の多様化の促進, ④女性獣医師の復職時における研修, 情報提供体制の整備(北海道地区)
- ・女性獣医師が生涯活躍できる環境の整備(関東・東京地区)
- ・非就労女性獣医師の活用促進のための国の具体的な支援(九州地区)

[考え方・対応等]

ア 獣医師の需給対策については, 本会として, ①獣医師不足職域の獣医師の処遇改善, ②大学教育における産業動物臨床及び獣医行政に係る教育の充実, ③修学資金給付制度の拡充等の施策の一層の整備・充実, ④産業動物診療の基盤となる家畜共済事業の運営の改善(「家畜共済診療点数表」の改善等)及び獣医師職員の雇用の確保等について, 関係各所に要請活動を行ってきたところである。

イ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては, ①卒後間もない産業動物獣医師, 公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習, ②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習, 実習を実施して, 産業動物獣医師, 公務員獣医師の職域への定着を促している。

ウ また, 獣医師の職域・地域偏在の問題解決のための一方策としての女性獣医師就業支援事業については, 職域総合部に「女性獣医師支援対策検討委員会」を設置して対応を検討するとともに, 獣医療提供体制整備推進事業において, 各種の研修会, インターネットによる情報提供等具体的な施策を実施しているところである。

エ 公務員獣医師の処遇改善については, 本会と地方獣医師会が連携しての関係各所への働きかけを行った結

果, 各地域で成果が見られる。

本会としては, 今後とも活動の強化に努める所存であり, 地方獣医師会においても関係各所への要請活動に一層尽力いただきたい。

(4) 動物福祉・管理対策, 動物飼育環境の改善

ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・不妊去勢手術の推進のための施策の具体的取り組み(東北地区)

イ マイクロチップの普及推進

- ・災害時の迷子防止のためのマイクロチップの装着の推進(四国地区)

ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・災害時の同行避難のための理解醸成と啓発(東北地区)
- ・災害時の動物救護対応の充実・強化と飼い主への周知(関東・東京地区)
- ・①自治体による同行避難を前提とした避難所の設置, ②自治体等の避難訓練における同行避難訓練の実施, ③同行避難の際に必要なしつけ及び健康管理に関する飼い主への普及啓発, ④自治体間で広域的に災害時の動物救護に対応するための体制の整備(四国地区)

エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・動物を介した児童の情操教育の拡充強化(関東・東京地区)
- ・①学校動物飼育支援のための獣医師会と医師会との連携, ②教員養成課程における動物飼育に関するカリキュラムの導入, ③動物を活用した徳育・情操教育の導入のための施策の推進(中部地区)
- ・①教員養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備, ②学校獣医師の設置と制度化(中国地区)

[考え方・対応等]

ア 動物福祉管理対策・野生動物対策については, これまで, ①動物愛護行政と獣医師・獣医師会の連携の強化, ②マイクロチップの普及推進, ③家畜衛生, 公衆衛生所管部署及び動物愛護・野生動物所管部署に勤務する獣医師の連携強化と人事交流の活発化, ④ワンヘルスの推進に係る関係者の連携を図るための体制整備の支援等について要請を行ってきたところである。

イ マイクロチップの普及対応については, 本会の重点項目に掲げ, 法施行後5年目に当たる平成30年における義務化検討に向けて, 「マイクロチップ普及推進特別委員会」を設置して検討を行い, その結果に基づいて要請活動等を行うこととしている。

ウ 被災動物救護活動については, 動物福祉・愛護部会の「動物福祉・適正管理対策委員会」において, 各地

区からの要望も踏まえて、新たな体制整備のためのガイドラインの策定に向けての検討を進めることとしている。

エ 学校動物飼育支援活動については、動物福祉・愛護部会の「学校動物飼育支援検討委員会」において各地区からの要望を踏まえて検討を進めるとともに、獣医学術学会年次大会の場での拡大委員会・シンポジウムの開催等を通じて対応を図ることとしている。

オ 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策を円滑に展開するためには国民の理解・支援を得ることが重要であり、動物感謝デーin JAPAN等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等に関する普及・広報活動を行っていくこととしている。地方獣医師会においても、普及啓発活動の意義を十分にご理解いただき、地域ごとに独自の活動を実施されたい。

(5) 獣医学教育体制の整備・充実

- ・大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科設置（近畿地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実であり、これまで、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり、大阪府立大学における獣医学部及び獣医学研究科の設置についても支援する立場にある。

イ 一方、本会の要請を受け、文部科学省においては同省高等教育局長の私的諮問機関である「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の意見を「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」として公表するとともに、その提言事項の進捗状況等のフォローアップを実施するなど獣医学系大学関係者への支援を強めている。本会としても国際水準のコアカリキュラム、第三者評価、共用試験と参加型実習の導入等の提言内容が実現するために文部科学省の支援を要請してきた。

ウ なお、「特区提案」による獣医学部新設については、「反対」の立場を鮮明にしつつ、獣医学系大学、日本獣医学会、日本獣医師政治連盟等とともに、本会と地方獣医師会が連携を強めながら活動を推進していくこととしており、今後も規制官庁の適切な対応を求めていく。

(6) 獣医療提供の質の確保及び動物飼育環境の向上等

ア 獣医療提供の質の確保

- ・①社会的ニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療提供体制」の確立、②卒後教育のための小動物獣医療研修病院の充実（関東・東京地区）
- ・動物看護師の公的資格化の早期実現（近畿地区）
- ・①動物診療施設の名称に関する基準の明確化、②指定獣医師の診療費請求方法の改善（中部地区）
- ・獣医療法第17条（広告制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直し（中国地区）

イ 動物飼育環境の向上等

- ・安心して動物と暮らし続けられる社会基盤の構築（東北地区）
- ・高齢者の伴侶動物の飼育率向上と飼育支援の推進（関東・東京地区）

〔考え方・対応等〕

ア 獣医療提供の質の確保対策については、①チーム獣医療の整備を推進するための動物看護師の技術・知識の高位平準化対策と公的資格制度化に向けての法整備、②獣医療の実態及び畜産農家のニーズに沿った適正な獣医療の実施が可能となるような農業共済制度における保険診療上の取り扱いの改善、③民間小動物診療施設の臨床研修施設指定に向けた支援策等、研修体制整備のための施策の実施、④群管理衛生技術、農場HACCPの普及等に関する知識、技術を備えた農場管理獣医師の養成、⑤獣医師倫理及び関係法令に関する普及啓発を行うとともに、取り締まりの強化等について、要請を行ってきたところである。

イ 農林水産省の補助を得て実施する獣医療提供体制整備推進事業においては、新規獣医師に対する職業倫理及び関係法令並びに管理獣医師の養成等に係る講習会等を開催している。また、地方獣医師会が実施する研修会・講習会においても職業倫理等に関する話題を取り上げていただくよう働きかけてきたところである。

ウ 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、関係委員会等で協議の上、必要に応じて要請活動等を実施することとしたい。

エ 本件に関しては、今後小動物臨床部会、産業動物臨床部会等の関係部会委員会で検討を行うとともに、その結果に基づいて要請活動等を行うこととしている。

オ 動物飼育環境の向上については、犬猫等の伴侶動物の飼育頭数の減少が指摘される中で、ペット関連業界を中心にその対策が協議されている。本会としても関連企業、団体と連携を図り、安心して動物と暮らし続けられる環境整備のための対策を検討するとともに、動物とともに暮らす効果・効能について動物感謝

デー in JAPAN 等を通じて普及啓発を行っていくこと
としている。

(7) 日本獣医師会の組織体制及び運営

- ・「産休・育休中」の獣医師の会費賦課基準数からの
除外規定の制定（中部地区）

〔考え方・対応等〕

女性獣医師支援対策の一環としても、産休・育休中の
会費徴収のあり方は検討すべき課題であるとして総務委
員会で検討を行った結果、日本獣医師会で統一的な減免
措置等の制度を整備すべきとの方向が示された。具体的
な内容については、現在総務委員会において検討中であ
る。